

第1節 地域保健体制

平成6年に保健所法が地域保健法へと全面的に改正され、平成9年4月1日に全面施行された。地域保健法は「母子保健からその他の地域保健対策に関する法律による対策が総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与すること」を目的とし、住民の多様化、高度化するニーズに対応できるよう市町村、都道府県及び国がそれぞれの役割に応じた責務を果たすべきことを明確にした。

また、国全体としての地域保健対策の推進方向が示されることとなった。

保健所は広域的・専門的・技術的機能を強化し、保健センターは住民に対し、「健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設」として法律上位置づけられ、保健所及び保健センターの役割が明確にされた。

このような背景の中で、神戸市では平成10年度に、市内9区にある9保健所1支所体制を見直し、各区で実施している保健事業を専門的、技術的、広域的な観点から支援するため、機能を強化した保健所を市内に新たに1カ所設置し、従前の9保健所は区保健部とし、市民に密着した対人・対物保健サービスの拠点として、一層の市民サービスの向上を図ることとした。

その後、平成12年4月に結核感染症業務を、さらに平成13年4月に保健施策の全ての事務を本庁から保健所へ移管。企画部門と事業実施体制との一元化により機能強化を図り、保健所と区保健部との機能分担により、地域保健の推進を図る体制とした。平成15年4月に区保健部が福祉部との統合により保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監視事務所となった。平成16年4月に保健事業の企画立案等の機能強化を図り、地域保健を推進するため、保健福祉局健康部と保健所を再編した。また、平成24年4月に、こども家庭局を新設し、区保健福祉部におけるこども・家庭支援窓口の一元化と体制の強化のため、こども家庭支援課を新設した。平成27年4月には、結核・感染症対策の執行体制を強化するため、保健所に各区保健センターを設置した。

さらに、平成29年4月には、保健所・健康部内の組織の再構築を行い、保健所に調整課を新設した。平成30年4月には北区内に北神保健センターを設置した。平成31年4月に医務薬務課を設置し、環境保健研究所を保健所所属とした。令和2年4月に保健福祉局を再編し、健康局・福祉局を設置。部を廃止し、二層制に組織改正。健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康企画課に改組。

健康局の主な業務

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ・保健事業の企画、調整、評価及び調査研究 | ・保健センター、区役所の支援 |
| ・保健情報の収集及び分析 | ・保健衛生に関する統計 |
| ・健康診査及びがん検診 | ・難病及びアレルギーなどの専門相談 |
| ・給食施設の指導 | ・食中毒、感染症及び結核対策等の健康危機管理 |
| | ・医務及び薬務関係の申請、届出の受付 |
| | ・医療監視 |

衛生監視事務所の主な業務

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・環境衛生及び食品衛生の許認可 | ・動物衛生など |
| ・大規模食品工場の監視 | ・輸入食品、家庭用品の監視など |

保健センターの主な業務

- | | |
|------------|----------------|
| ・結核、感染症の対策 | ・成人保健事業、老人保健事業 |
| ・予防接種 | ・健康相談、精神保健 |

区保健福祉部の主な業務

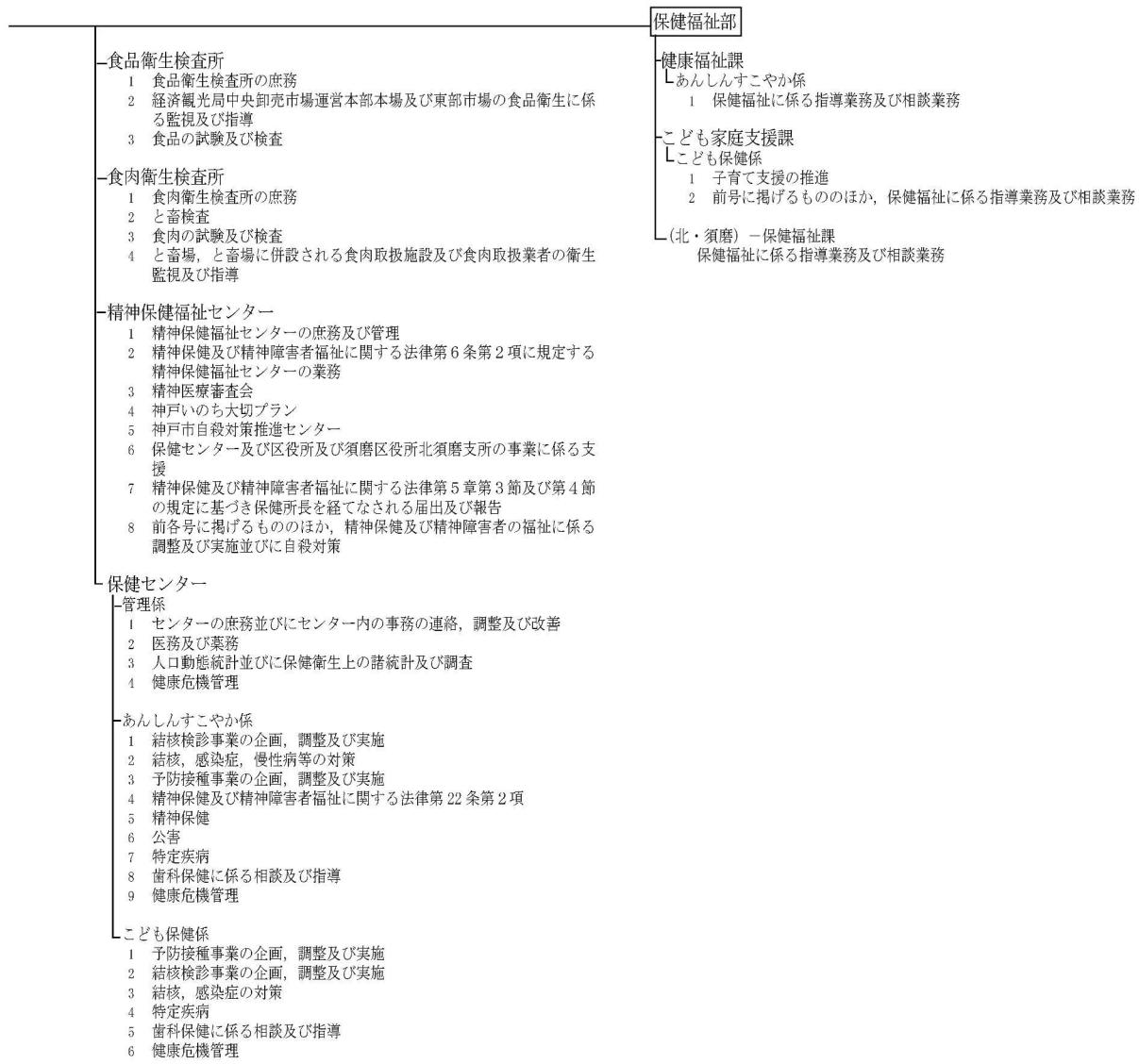
- | | |
|------------------|------------|
| ・乳幼児健診、母子健康手帳の交付 | ・医療費公費負担給付 |
|------------------|------------|

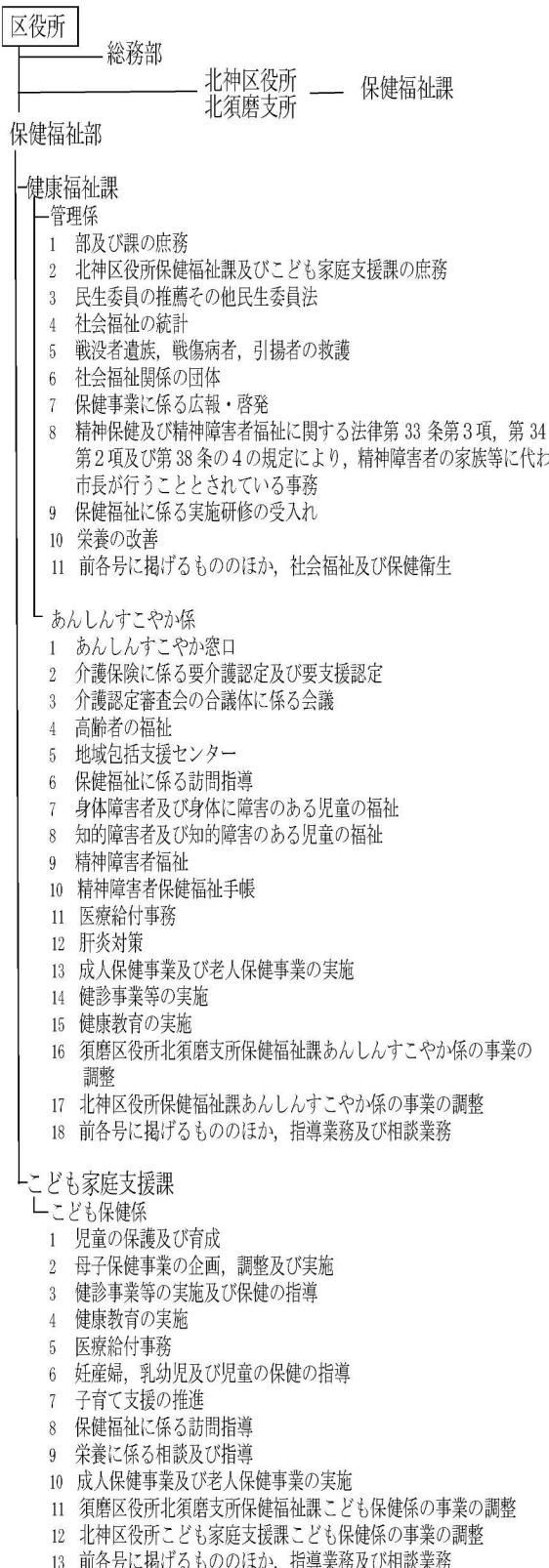
第2節 機構

(1) 事務分掌（令和2年度）

保健所

<p>保健所</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健課 <ul style="list-style-type: none"> ─ 管理係 <ul style="list-style-type: none"> 1 保健所及び課の庶務並びに保健所内の事務の連絡、調整及び改善 2 保健事業に係る経費に関する保健センター、区役所及び須磨区北須磨支所との調整 3 医師臨床研修、歯科医師臨床研修及び実習生の受入れ 4 難病の患者に対する医療等に関する法律 5 公害健康被害の補償等に関する法律 6 神戸市公害健康被害審査会 7 神戸市公害診療報酬審査会 8 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく申請及び請求 9 口腔保健支援センターとの連絡及び調整 10 神戸市立こうべ市歯科センター 11 健康危機管理 12 保健センターの事業に係る支援 ─ 口腔保健支援センター <ul style="list-style-type: none"> 1 歯科口腔保健 2 保健センター及び区役所の事業に係る支援 ─ 精神保健福祉係 <ul style="list-style-type: none"> 1 精神保健及び精神障害者の福祉に係る企画 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に係る精神科病院への立入検査及び指導並びに入院措置 3 精神保健指定医 4 市民福祉調査委員会 5 保健センター、区役所及び須磨区役所北須磨支所の事業に係る支援 ─ 予防衛生課 <ul style="list-style-type: none"> ─ 結核・感染症係 <ul style="list-style-type: none"> 1 課及び医務業務課の庶務 2 結核及び感染症に係る連絡及び調整 3 結核対策の企画 4 保健医療審議会 5 結核及び感染症の発生動向の調査 6 結核及び感染症の対策及び疫学の調査 7 保健所感染症診査協議会 8 保健センターの事業に係る支援 9 健康危機管理 ─ 予防接種係 <ul style="list-style-type: none"> 1 予防接種及び健康被害 2 神戸市予防接種健康被害調査委員会 3 保健センターの事業に係る支援 ─ 医務業務課 <ul style="list-style-type: none"> ─ 医務係 <ul style="list-style-type: none"> 1 医務に係る連絡及び調整 2 医療法等の規定に基づく病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所の許可及び届出 3 医療監視の総括 4 介護老人保健施設及び介護医療院の実地指導 5 衛生検査所の立入検査の総括 6 医療に係る苦情の相談 7 保健センターの事業に係る支援 8 前各号に掲げるもののほか、医務 ─ 薬務係 <ul style="list-style-type: none"> 1 薬務に係る連絡及び調整 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等 3 毒物及び劇物取締法 4 薬物の乱用の防止及び麻薬、覚せい剤等の対策 5 献血 6 保健センターの事業に係る支援 7 給食施設指導 8 健康増進法第7章に規定する特別用途表示等 9 食品表示法 10 栄養の改善 11 前各号に掲げるもののほか、薬務 	<p>生活衛生課</p> <ul style="list-style-type: none"> ─ 食品衛生係 <ul style="list-style-type: none"> 1 食品衛生 2 家庭用品の安全対策 3 衛生監視事務所、食品衛生検査所及び食肉衛生検査所との連絡及び調整 4 神戸市食品衛生協会 ─ 環境衛生係 <ul style="list-style-type: none"> 1 環境衛生 2 動物衛生 3 犬の鑑札の交付 4 狂犬病予防注射票の交付 5 犬又は猫の引取り 6 犬及び負傷動物等の収容 7 神戸市環境衛生協会 8 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例 ─ 家庭支援課 <ul style="list-style-type: none"> ─ 母子保健係 <ul style="list-style-type: none"> 1 区役所との事業に係る調整及び支援
<p>衛生監視事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> ─ 公衆衛生係 <ul style="list-style-type: none"> 1 衛生監視事務所の庶務 2 食品衛生法 3 食品表示法 4 魚介類行商条例 5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 6 と畜法 7 旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法 8 化製場等に関する法律 9 感染症及び食中毒に係る消毒 10 温泉法 11 胞衣及び産汚物取締条例 12 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 13 狂犬病予防法 14 動物の愛護及び管理に関する法律 15 動物の愛護及び管理に関する条例 16 水道法 17 特設水道条例 18 ねずみ及び昆虫等の駆除等 19 所管区域の食品衛生協会及び環境衛生協会 20 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例 21 神戸市人と猫との共生に関する条例に係る指導啓発 22 第2号から前号までに掲げるもののほか、食品、環境及び動物の衛生 ─ 監視係 <ul style="list-style-type: none"> 1 食品衛生に係る施設の監視及び指導 2 環境衛生に係る施設の監視及び指導 3 動物衛生に係る施設の監視及び指導 4 遊泳用プールの指導 5 家庭用品の安全対策 6 飲料水の衛生 7 住宅宿泊事業法及び神戸市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例に係る監視指導 	<p>環境保健研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> ─ 事務係 <ul style="list-style-type: none"> 1 所の庶務及び所内事務の連絡調整 2 手数料等の徴収 3 施設の管理 4 動物飼育等の検査及び研究に付随する業務 5 感染症の発生動向の調査 6 感染症及び食品衛生の信頼性確保業務 ─ 感染症部 <ul style="list-style-type: none"> 1 感染症、食中毒等の微生物学的試験検査及び調査研究 2 感染症の血清学的試験検査 ─ 生活科学部 <ul style="list-style-type: none"> 1 食品衛生の試験検査及び調査研究 2 家庭用品等の試験及び調査研究 3 大気汚染、水質汚濁等の試験検査及び調査研究 4 一般環境衛生の試験検査及び調査研究





(2) 人員配置

保健所・各区保健福祉部職種別職員数

令和2年6月1日現在 () 内は令和元年5月1日現在

職種名	総数	保健所	区計											
				東灘	灘	中央	兵庫	北	北神	長田	須磨	支所	垂水	西
医師	7 (9)	6 (7)	1 (2)	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—
歯科医師	1 (1)	1 (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
保健師	162 (159)	17 (27)	145 (132)	15	13	12	12	14	12	12	11	10	16	18
看護師	1 (1)	1 (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
診療放射線技師	1 (1)	1 (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臨床検査技師	— (1)	— (1)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
化学試験員	7 (8)	7 (8)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
管理栄養士	9 (10)	9 (10)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
歯科衛生士	4 (4)	4 (4)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監視員	134 (119)	134 (119)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
理学療法士	— (—)	— (—)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
精神保健福祉相談員	26 (26)	9 (9)	17 (17)	1	2	2	2	1	1	2	1	1	2	2
薬剤師	2 (2)	2 (2)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事務職員	229 (230)	27 (38)	202 (192)	19	17	19	18	18	12	20	17	17	22	23
防疫手	7 (7)	7 (7)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自動車運転手	4 (4)	2 (2)	2 (2)	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
予防衛生業務員	4 (4)	4 (4)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
病院業務員	3 (3)	3 (3)	— (—)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	601 (589)	234 (244)	367 (345)	35	32	33	33	34	25	34	29	28	40	44

第3節 保健所の沿革

- S16. 4. 22 神戸市厚生部（後の衛生局）を兵庫区松本通1丁目の湊川公園勧業館に設置
後に中央区加納町6丁目に移転
- S16. 10. 15 神戸市初の保健所として、神戸市大石保健所を灘区大石東町2丁目に開設
- S17. 6. 1 厚生部を厚生局に改称
- S18. 4. 1 神戸市東山保健所を兵庫区松本通1丁目に開設
- S19. 3. 1 神戸市神楽保健所を長田区神楽町4丁目に開設
- S19. 10. 1 神戸市大橋保健所を長田区大橋町9丁目に開設
- S20. 5. 1 神戸市区設置規定改正。灘区、葺合区、生田区、兵庫区、長田区、須磨区を置く
- S21. 11. 1 垂水区発足
- S22. 8. 12 機構改正に伴い神戸市衛生局発足
- S22. 9. 5 保健所法改正
- S23. 8. 1 大石保健所を大石標準保健所に改称
東山保健所生田分室開設
- S23. 9. 1 大石標準保健所葺合分室開設
- S23. 10. 1 大橋保健所垂水分室開設
- S24. 12. 10 生田分室廃止、生田保健所を生田区中山手通7丁目に開設
後に中山手通6丁目に移転
- S25. 3. 10 垂水分室廃止、垂水保健所を垂水区西垂水町に開設
後に日向1丁目に移転
- S25. 4. 1 東灘区発足
- S25. 12. 5 大石標準保健所を灘標準保健所に改称
東山保健所を兵庫保健所に改称。後に荒田町1丁目に移転
大橋保健所を須磨保健所に改称。後に須磨区中島町1丁目に移転
神楽保健所を長田保健所に改称。後に北町3丁目に移転
- S26. 4. 10 葺合分室廃止、葺合保健所を葺合区神若通3丁目に開設。後に旗塚通4丁目に移転
- S27. 4. 17 東灘区保健所を東灘区御影町に開設。後に住吉東町に移転
- S30. 6. 1 灘標準保健所を灘保健所に改称。後に岸地通1丁目に移転
- S40. 3. 31 垂水保健所西神支所開設
- S48. 8. 1 兵庫区分区により北区発足。北保健センターを開設
- S51. 4. 1 北保健センター廃止。北保健所を北区鈴蘭台西町1丁目に開設
- S52. 6. 6 須磨区北須磨支所開設
- S55. 12. 1 生田区、葺合区合区により中央区発足。生田保健所及び葺合保健所廃止
中央保健所を中央区雲井通に開設
- S57. 8. 1 垂水分区分により西区発足。西神支所廃止
西保健所を西区玉津町に開設
- H 6. 7. 1 保健所法全面改正に伴い地域保健法公布一部施行
- H 8. 4. 1 機構改革により各保健所が各区保健部となる
また、衛生局と民生局が統合し保健福祉局となる
- H 9. 4. 1 地域保健法の全面施行
- H10. 4. 1 9保健所を廃止し神戸市保健所を中央区雲井通5丁目に開設。1保健所9保健部（保健センター）体制となる
- H15. 4. 1 9区の保健部と福祉部が統合し保健福祉部となり、保健部の9衛生課が5衛生監視事務所となる
- H16. 4. 1 神戸市保健所が保健福祉局健康部に統合
- H16. 5. 6 灘区保健福祉部（灘保健センター）が灘区桜口町4丁目に移転
- H21. 4. 26 保健所予防衛生課が1号館6階に移転
- H22. 4. 1 神戸市保健所が中央区雲井通5丁目から中央区加納町6丁目に移転
- H24. 4. 1 こども家庭局が新設、各区保健福祉部にこども家庭支援課が新設
- H24. 5. 7 須磨区保健福祉部（須磨保健センター）が須磨区大黒町4丁目に移転

- H27. 4. 1 保健所に各区保健センターを設置
- H29. 4. 1 保健所・健康部内の組織を再構築し、保健所に保健課、調整課を新設
- H30. 4. 1 北区内に北神保健センターを設置
- H30. 9. 25 北区保健福祉部（北保健センター）が北区鈴蘭台北町1丁目に移転
- H31. 4. 1 医務業務課を新設
- H31. 4. 1 環境保健研究所が保健所所管となる
- R元. 8. 13 兵庫区保健福祉部（兵庫保健センター）が兵庫区荒田町1丁目に移転
- R 2. 4. 1 保健福祉局を再編し、健康局と福祉局を設置
三層制（局 - 部 - 課）を二層制（局 - 課）に変更。健康部は廃止
健康部健康政策課と保健所調整課を健康局政策課、健康局健康企画課に改組

第4節 地勢・人口

(1) 位置及び地勢

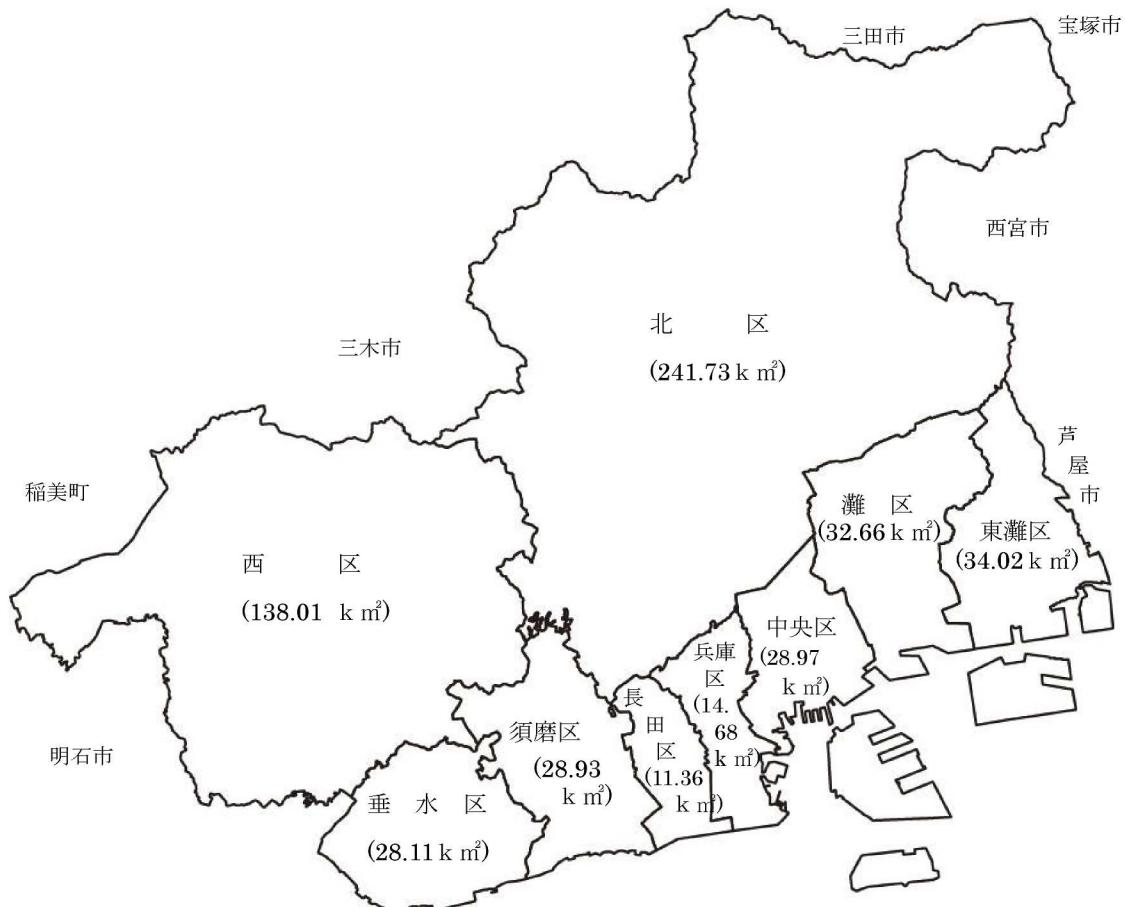
本市は、兵庫県の南東部にあり、東経 $134^{\circ} 54' 36''$ から $135^{\circ} 18' 16''$ 、北緯 $34^{\circ} 37' 27''$ から $34^{\circ} 53' 27''$ に位置し、東は芦屋市、北は西宮市・宝塚市・三田市・三木市、西は稻美町・明石市に接している。

また、南は瀬戸内海・大阪湾に面し、緑豊かな六甲山、再度山を有した、東西約36.1km、南北約29.6kmの自然環境に恵まれた都市である。

市街地は、神戸市のシンボルの一つである標高931.3mの六甲山を背に、住吉川・生田川・新湊川・福田川に形成された東西に長く、坂道の多いまちである。西北部は、穏やかな田園風景の農業地域と近代的な住宅団地や工業団地が共存するまちである。

(2) 面積

明治22年の市制施行時は、21.28 km²であったが、周辺市町村の編入により、8区制（東灘・葺合・生田・兵庫・長田・須磨・垂水）になった昭和25年には、404.66 km²になった。その後の海面埋め立てにより平成28年10月1日現在では557.02 km²の面積を有し、9区制（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）になっている。



※各区面積は小数第三位を四捨五入しており合計値が全市面積と異なる場合がある。（神戸市「神戸市統計書」）

(3) 人口

①人口の推移

年 次	面積 km ²	世 帯 数	人 口			人口密度 (1 km ² 当たり)
			総 数	男	女	
23年1推計)	552.83	689,604	1,544,496	730,314	814,182	2,794
24年1〃)	552.83	686,366	1,542,128	728,233	813,895	2,790
25年1〃)	552.83	690,863	1,539,751	726,600	813,151	2,785
26年1〃)	553.12	695,269	1,537,864	725,355	812,509	2,780
27年1国勢調査)	557.02	705,061	1,537,860	726,877	810,983	2,761
28年1推計)	557.02	710,733	1,535,765	725,789	809,976	2,757
29年1推計)	557.02	714,544	1,532,153	723,811	808,342	2,751
30年1推計)	557.02	718,247	1,527,407	721,198	806,209	2,742
令和元年(10/1推計)	557.01	722,189	1,522,944	718,480	804,464	2,734
令和2年(10/1推計)	557.02	734,314	1,527,022	717,052	809,970	2,741

(神戸市「毎月推計人口」)

②区別人口(令和2年10月1日現在)

区 別	面積 km ²	世 帯 数	人 口			人口密度 (1 km ² 当たり)
			総 数	男	女	
総 数	557.02	734,314	1,527,022	717,052	809,970	2,741
東 瀬	34.02	102,205	213,773	99,473	114,300	6,284
灘	32.66	69,936	136,854	63,578	73,276	4,190
中 央	28.97	91,125	147,715	68,308	79,407	5,099
兵 庫	14.67	61,105	109,270	52,936	56,334	7,449
	240.29	88,411	210,747	99,554	111,193	877
北	本 区	95.24	54,827	127,430	59,575	67,855
	北 神	145.05	33,584	83,317	39,979	43,338
長 田	11.36	49,499	94,933	44,698	50,235	8,357
	28.93	74,205	158,888	73,108	85,780	5,492
須 磨	本 区	12.10	35,370	72,942	33,377	39,565
	北須磨	16.83	38,835	85,946	39,731	46,215
垂 水	28.11	97,662	215,562	100,345	115,217	7,669
	138.01	100,166	239,280	115,052	124,228	1,734
西	本 区	99.20	68,476	157,110	76,436	80,674
	西神中央	38.81	31,690	82,170	38,616	43,554

(神戸市「毎月推計人口」)

③人口動態統計（数）

		出生児数			死亡数			(再掲) 乳児死亡数		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
平成30年	神戸市	10,388	5,443	4,945	15,435	7,895	7,540	16	10	6
令和元年	神戸市	10,163	5,145	5,018	15,769	7,982	7,787	11	5	6
令和2年	全国	840,835	430,713	410,122	1,372,755	706,834	665,921	1,512	800	712
	兵庫県	36,953	18,808	18,145	58,654	30,259	28,395	62	40	22
	神戸市	9,765	5,010	4,755	15,870	8,144	7,726	19	16	3
	東灘区	1,517	803	714	1,823	909	914	4	3	1
	灘 区	979	476	503	1,383	671	712	1	1	0
	中央区	1,049	562	487	1,191	607	584	2	2	0
	兵庫区	742	370	372	1,428	787	641	3	2	1
	北 区	1,184	608	576	2,213	1,141	1,072	2	2	0
	長田区	506	242	264	1,396	694	702	-	0	0
	須磨区	1,044	524	520	1,816	924	892	3	2	1
	垂水区	1,420	745	675	2,433	1,236	1,197	1	1	0
	西 区	1,324	680	644	2,187	1,175	1,012	3	3	0

		死産数			周産期死亡数			婚姻	離婚
		総数	(自然)	(人工)	総数	妊娠満22週以後の死産	早期新生児死亡		
平成30年	神戸市	260	128	132	29	22	7	7,145	2,598
令和元年	神戸市	245	95	150	23	20	3	7,239	2,610
令和2年	全国	17,278	8,188	9,090	2,664	2,112	552	525,507	193,253
	兵庫県	706	363	343	120	101	19	21,964	8,370
	神戸市	214	102	112	39	36	3	6,251	2,407
	東灘区	26	13	13	5	5	-	837	304
	灘 区	17	7	10	3	2	1	606	212
	中央区	28	12	16	6	6	-	939	248
	兵庫区	16	9	7	4	4	-	668	195
	北 区	19	7	12	2	1	1	664	315
	長田区	18	10	8	4	4	-	454	165
	須磨区	25	10	15	2	2	-	546	249
	垂水区	43	24	19	8	8	-	748	359
	西 区	22	10	12	5	4	1	789	360

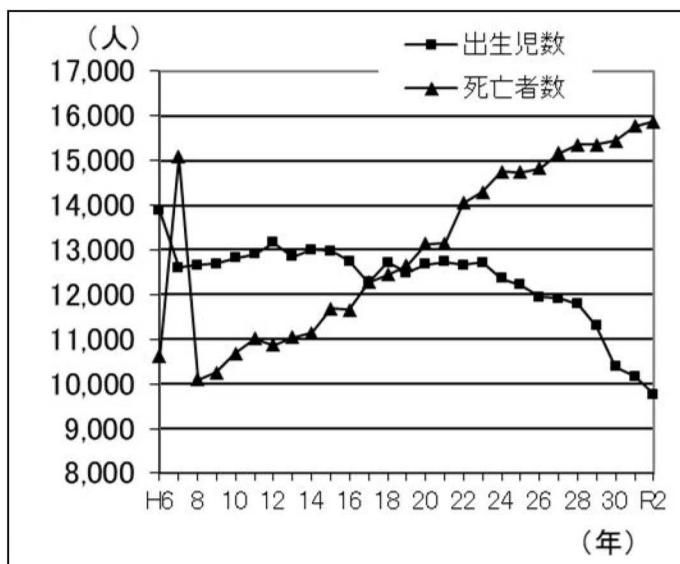
(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

④人口動態統計（率）

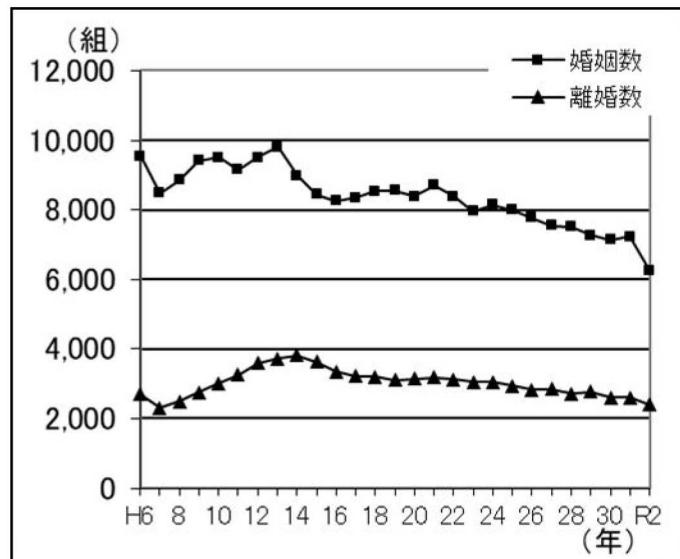
		出生	死亡	乳児死亡	死産	周産期死亡	婚姻	離婚
		人口千人当たり	人口千人当たり	出生千人当たり	出産千人当たり	出産千人当たり	人口千人当たり	人口千人当たり
平成30年	神戸市	6.8	10.1	1.5	24.4	2.8	4.7	1.7
令和元年	神戸市	6.7	10.4	1.1	23.5	2.3	4.8	1.71
令和2年	全国	6.7	10.9	1.8	20.1	1.8	4.2	1.5
	兵庫県	6.8	10.8	1.7	18.7	1.7	4.0	1.5
	神戸市	6.4	10.4	1.9	21.4	4.0	4.1	1.6
	東灘区	7.1	8.5	2.6	16.9	3.3	3.9	1.4
	灘 区	7.2	10.1	1.0	17.1	3.1	4.4	1.5
	中央区	7.1	8.1	1.9	26.0	5.7	6.4	1.7
	兵庫区	6.8	13.1	4.0	21.1	5.4	6.1	1.8
	北 区	5.6	10.5	1.7	15.8	1.7	3.2	1.5
	長田区	5.3	14.7	0.0	34.4	7.8	4.8	1.7
	須磨区	6.6	11.4	2.9	23.4	1.9	3.4	1.6
	垂水区	6.6	11.3	0.7	29.4	5.6	3.5	1.7
	西 区	5.5	9.1	2.3	16.3	3.8	3.3	1.5

(神戸市・厚生労働省「人口動態統計」)

神戸市の出生数と死亡数



神戸市の婚姻数と離婚数



⑤主な死因の死亡数・死亡率（人口10万人当たり）

		全死因		悪性新生物		心疾患		老衰		脳血管疾患	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成30年	神戸市	15,435	1,011	4,545	298	2,206	144	1,107	72	1,098	72
令和元年	神戸市	15,769	1,035	4,557	299	2,246	148	1,226	81	1,071	70
令和2年	全国	1,372,755	1,105	378,385	305	205,596	166	132,440	107	102,978	83
	兵庫県	58,654	1,087	16,632	308	9,050	168	5,422	101	4,159	77
	神戸市	15,870	1,039	4,554	298	2,356	154	1,473	96	971	64

		肺炎		誤嚥性肺炎		不慮の事故		腎不全		血液性及び 詳細不明の認知症		自殺	
		死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率	死亡数	死亡率
平成30年	神戸市	915	60	456	30	521	34	285	19	251	16	247	16
令和元年	神戸市	983	65	544	36	515	34	301	20	280	18	235	15
令和2年	全国	78,450	63	42,746	34	38,133	31	26,948	22	20,815	17	20,243	16
	兵庫県	3,106	58	1,838	34	1,684	31	1,244	23	922	17	847	16
	神戸市	809	53	546	36	455	30	335	22	282	18	238	16

(厚生労働省「人口動態統計」)

⑥高齢化率と要介護認定者の割合



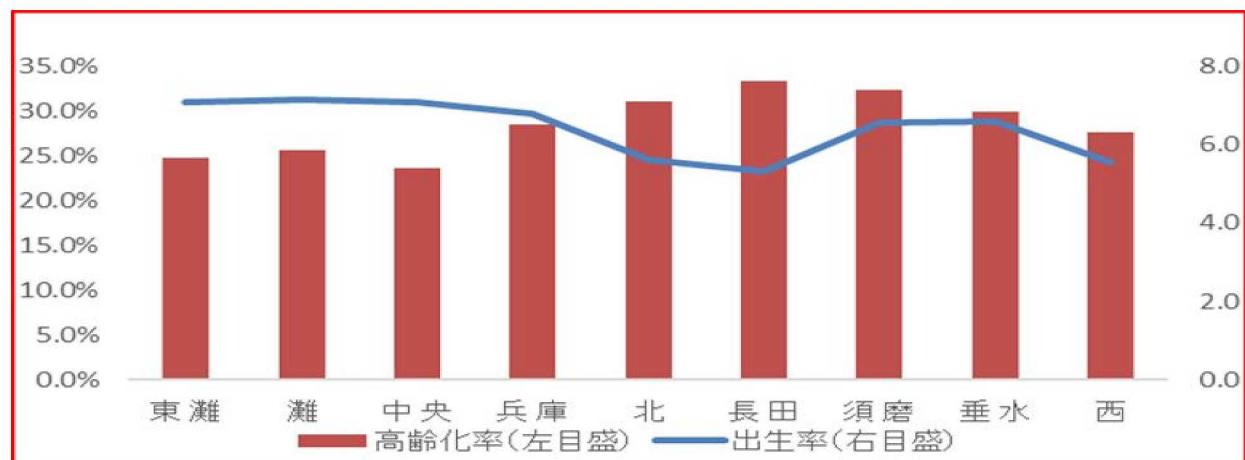
	25年3月末	26年3月末	27年3月末	28年3月末	29年3月末	30年3月末	31年3月末	R2年3月末	R3年3月末
人口	1,550,634	1,548,790	1,545,191	1,544,671	1,541,080	1,537,703	1,532,857	1,529,092	1,521,615
65歳以上人口	374,966	389,403	401,698	410,750	417,619	422,933	427,683	430,818	432,999
要介護認定者数	74,080	77,003	78,789	80,806	83,213	84,550	87,540	89,599	90,217
高齢化率	24.2%	25.1%	26.0%	26.6%	27.1%	27.5%	27.9%	28.2%	28.5%
認定者割合	19.8%	19.8%	19.6%	19.7%	19.9%	20.0%	20.5%	20.8%	20.8%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(※1) 高齢化率= (神戸市 65 歳以上人口) ÷ (神戸市人口)

(※2) 認定者割合=神戸市 65 歳以上人口における要介護等認定者 (うち 1 号被保険者) 割合

⑦区分高齢化率と出生率 (高齢化率: 令和3年3月末現在、出生率: 令和2年)



	東灘	灘	中央	兵庫	北	長田	須磨	垂水	西
出生率	7.1	7.2	7.1	6.8	5.6	5.3	6.6	6.6	5.5
高齢化率	24.8%	25.6%	23.6%	28.5%	31.1%	33.4%	32.4%	29.9%	27.7%

(神戸市「神戸市介護保険制度の実施状況」)

(厚生労働省人口動態統計)